

◎岡山県告示第八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
備前市鶴海字首朮坂田四三四二番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 四 備考
  - 1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
  - 2 一に掲げる区域は、令和八年二月十六日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。